

## 2. 国土形成計画・国土利用計画・首都圏整備計画

### 1. 国土形成計画 全国計画・広域地方計画

#### (1) 国土形成計画法（昭和 25 年法律第 205 号）

国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定その他の措置を講ずることにより、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とした「国土形成計画法」が昭和 25 年（1950）に制定されました。

#### (2) 国土形成計画

国土形成計画は、国土形成計画法に基づく、国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画です。

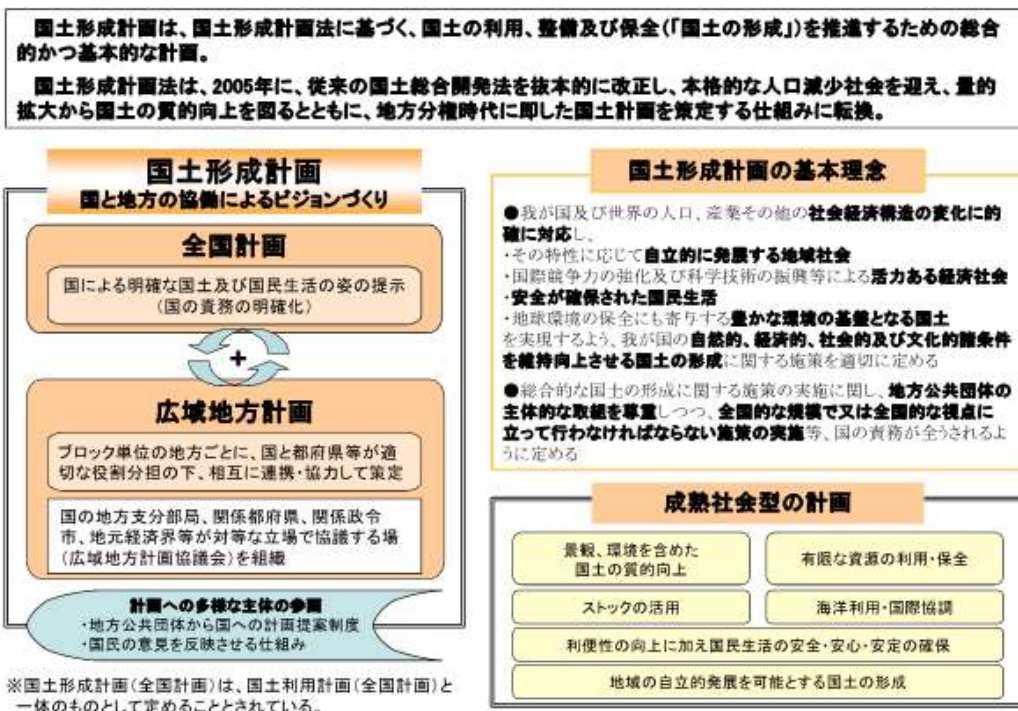
国土形成計画は、国による明確な国土及び国民生活の姿を提示する「全国計画」とブロック単位

の地方ごとに、国と都府県等が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して策定する「広域地方計画」の 2 種類があります。

国土形成計画の前身である全国総合開発計画が昭和 37 年（1962）10 月に閣議決定され、その後、名前を変えながら、計画を更新してきました。国土形成計画（全国計画）としては、第 1 次計画が平成 20 年（2008）7 月、第 2 次計画が平成 27 年（2015）8 月に策定され、人口減少や少子高齢化、巨大災害リスク、コロナ禍による暮らし方・働き方の変化等の背景から令和 5 年（2023）7 月に第 3 次計画が閣議決定されました。

国土形成計画（広域地方計画）については、平成 27 年（2015）の国土形成計画（全国計画）を踏まえ、全国 8 ブロックごとに、概ね 10 年間の国土づくりの戦略を定めたものです。千葉県は首都圏広域地方計画に含まれており、平成 28 年（2016）に策定されました。

### 国土形成計画の制度概要



# 2. 国土形成計画・国土利用計画・首都圏整備計画

## 2. 国土利用計画・土地利用基本計画

### (1) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)

昭和30年代(1955)における経済の高度成長を背景とした地域開発施策の実施に伴い、過密・過疎が同時進行し、昭和45年(1970)前後からその問題解決が強く要請されるようになりました。

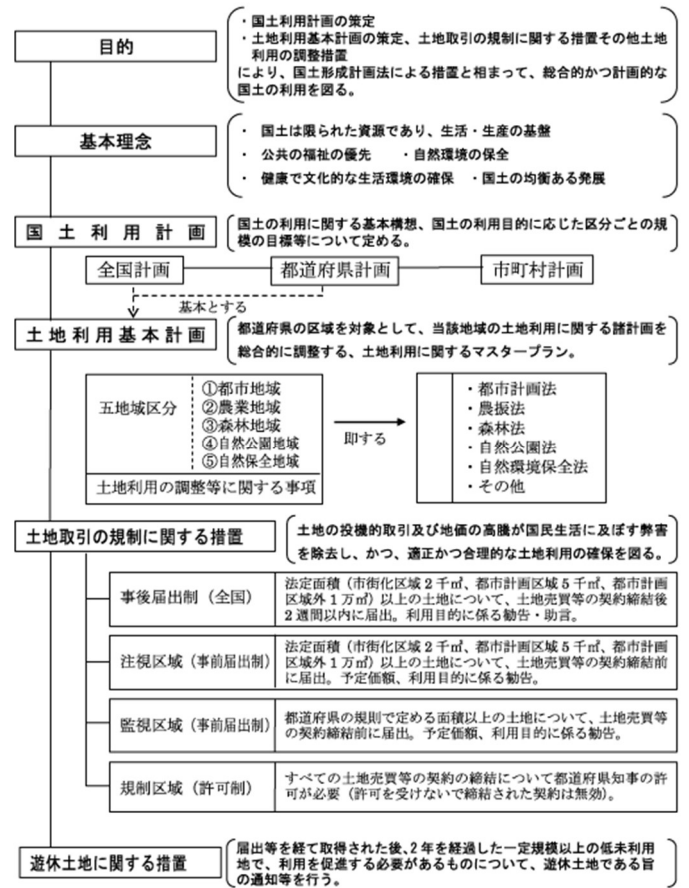
特に、大都市地域を中心に社会問題化してきた地価の高騰及び用地取得難は、全国に拡大し、土地問題の解決が緊急の政策課題となりました。

この状況に対処するため、国土利用計画及び土地利用基本計画の策定、土地取引の規制等を内容とする国土利用計画法が昭和49年(1974)に制定されました。その後、近年の地価の動向等を踏まえ、土地取引の円滑化に資するため、平成10年(1998)6月2日に「国土利用計画法の一部を改正する法律」が公布され、9月1日から施行されています。

### (2) 国土利用計画

国土利用計画は、自然的、社会的、経済的、文化的といったさまざまな条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを目的としているもので、計画には以下の事項を定めることとなっています。

- ア 国土の利用に関する基本構想
- イ 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- ウ イに掲げる事項を達成するために必要な措置の概要



出典：国土交通省HP

国土利用計画には、全国の区域について定める計画(全国計画)、都道府県の区域について定める計画(都道府県計画)、市町村の区域について定める計画(市町村計画)があります。

都道府県計画、市町村計画は、それぞれ全国計画、都道府県計画を基本として作成する一方、全国計画、都道府県計画は、それぞれ都道府県知事、市町村長の意見を聴いた上で作成することとされており、これにより、全国計画・都道府県計画・市町村計画の相互調整が十分に図られるようにしています。

また、国が策定する計画のうち、国土の利用に関するものについては、国土利用計画(全国計画)を基本とすることになっています。

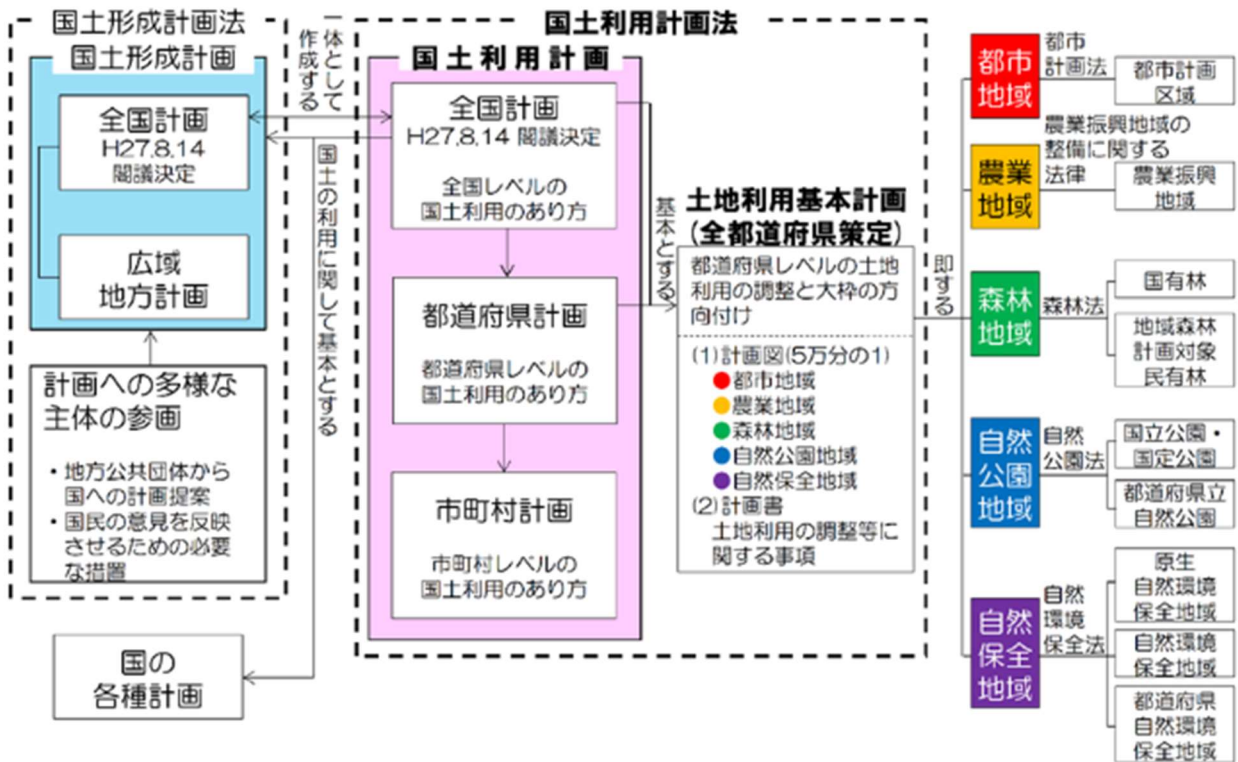


# 2. 国土形成計画・国土利用計画・首都圏整備計画

高度経済成長に伴う無秩序な開発や地価高騰等の課題を受け、昭和49年に「国土利用計画法」が成立。  
国土を限られた資源と捉え、総合的かつ計画的な国土の利用を図るため、その長期の方向を定める国土利用計画を策定。

【国土利用計画及び国土形成計画（全国総合開発計画）の策定期期】

	第一次計画	第二次計画	第三次計画	第四次計画	第五次計画
国土利用計画	S51.5.18	S60.12.17	H8.2.23	H20.7.4	H27.8.14
国土形成計画 (全国総合開発計画)	S52.11.4 (三全総)	S62.6.30 (四全総)	H10.3.31 (ランドデザイン)	H20.7.4 (第一次形成計画)	H27.8.14 (第二次形成計画)



### (3) 土地利用基本計画

「土地利用基本計画」は、国土利用計画法第9条に基づき、個別規制法に基づき策定される諸計画に対する上位計画として、また総合的かつ広域的見地に立って土地取引段階から利用区分に応じた規制と誘導を行うため、都道府県が定めるものです。

土地利用基本計画は、都道府県の区域について、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域に区分し、担当部局が一元的に管理・運営することで、総合的かつ計画的な都道府県土の利用が図られることとなります。

### 3. 首都圏整備計画

既成市街地・近郊整備地域・都市開発区域

#### (1) 首都圏整備法

昭和31年(1956)に制定され、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的としています。

#### (2) 首都圏整備計画

首都圏整備計画は、首都圏整備法(昭和31年法律第83号)に基づいて策定される計画であり、我が国の政治、経済、文化等の中心としてふさわし



## 2. 国土形成計画・国土利用計画・首都圏整備計画

い首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県）の建設と秩序ある発展を図ることを目的としたものです。

平成17年（2005）7月の首都圏整備法の一部改正により、首都圏整備計画を構成していた基本計画、整備計画、事業計画のうち、事業計画は廃止され、基本計画と整備計画は首都圏整備計画として一本化されました。

本計画は、第1部（第1章及び第2章）及び2部（第3章）の2つの部分により構成され、第1部は、長期的かつ照合的な視点から、今後の首都圏整備に対する基本方針、目指すべき方向を明らかにしたものであって、関係行政機関及び関係地方公共団体の首都圏整備に関する諸計画の指針となるべきものです。

また、2部は、首都圏の区域のうち、既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域において、所要の広域的整備の観点を含め、道路、鉄道等首都圏整備法第21条第1項第2号及び第3号に規定する各種施設の整備に関し、その根幹となるべきものを定めたものです。

この計画の期間は、第1部については、平成28年度（2016）から概ね10年間とし、第2部については平成28年度（2016）から概ね5年間です。

本計画は、「第二次国土形成計画（全国計画）」及び「首都圏広域地方計画」の内容を踏まえ、平成28（2016）年3月に改定されたものであり、首都圏の将来像を「確固たる安全・安心を土台に、面的な対流を創出し、世界に貢献する課題解決力、先端分野・文化による創造の場としての発展を図り、同時に豊かな自然環境にも適合し、上質・高効率・繊細さを備え、そこに息づく人々が親切的な、世界からのあこがれに足る『洗練された首都圏』の構築を目指す」としています。さらに、将来像の実現のため「防災・減災と一体化した成長・発展戦略と基礎的防災力の強化」、「スーパー・メガリージョンを前提とした国際競争力の強化」、「都市と農山漁村の対流も視野に入れた異次元の超

高齢社会への対応」等、10の施策の方向性が定められています。

既成市街地：産業及び人口の過度の集中を防止しながら、都市機能の維持増進を図る区域（本県なし）

近郊整備地帯：既成市街地の近郊で、計画的に市街地を整備し、併せて緑地を保全する必要がある区域。県内は23市2町

都市開発区域：既成市街地への産業、人口の集中緩和等のため、工業都市、居住都市等として発展させることを適当とする区域。（本県なし）

（図-②-1、表-②-1）

表-②-1 近郊整備地帯構成市町

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町

図-②-1 首都圏政策区域図

